

令和7年第11回

美里町農業委員会総会議事録

第1回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和7年11月25日（火）午後1時30分から午後2時24分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員（16名）

1番 小田嶋 勝美	2番 後藤 幸太郎	3番 我妻 卓美
4番 福田なほ子	5番 久道 雄悦	6番 古内 世紀
7番 尾形 司	8番 繁泉 順子	9番 佐々木幸一郎
10番 小野 保裕	11番 濵谷 正行	12番 鈴木 幸博
13番 遊佐 恭一	14番 渡邊 雅光	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 農用地の形状変更届出について
6. 非農地証明願について

5 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積等促進計画審議について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 農業委員会事務局職員（2名）

事務局長 高橋 博喜

係長 澤村 拓也

7 会議の概要

○高橋事務局長

では、ただいまより令和7年第11回美里町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。

○伊藤会長

(挨拶内容省略)

○高橋事務局長

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

○議長（伊藤会長）

これより、令和7年第11回美里町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員については、16人全員の出席であります。総会を開く場合には、委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

最初に議事録署名委員の選任をいたします。

議事録には、会長と総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが、会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。

9番 佐々木幸一郎委員、10番 小野保裕委員にお願いいたします。

それでは報告事項に入ります。

報告事項1番、農家相談日について、11月7日、21日に農家相談を実施いたしましたので、担当委員より報告をお願いいたします。

○繁泉委員

11番繁泉です。11月7日金曜日、会長室におきまして、邊見職務代理、尾形委員、私、繁泉の3人で、対応しました。

相談者の件数が2件です。

1件目が、●●●●さんの娘さんで、●●市在住の●●さんのお話で、初めは、農地を売りたいという相談でしたが、耕作者のお二方にも一緒に来ていただきまして、いろいろ相談した結果、そのまま継続でということになりました。

2点目は、●●●●●さんです。

息子の経営移譲を考えているとの相談でしたが、2人とも、認定農業者であるということなので、息子さんにやる気を出してもらうためなら、農業用の通帳の名義を息子さんに変えたらよいのではないかと提案したところ、ご本人は納得して帰られました。

以上です。

○小野委員

11月21日、会長室におきまして、伊藤会長、佐々木委員、そして私、小野の3名で対応いたしました。

相談件数は1件でございました。

相談者は●●●●●の●●●●●さんという方でした。

若干の親から相続した水越浦の田10アールをどなたかに耕作していただきたいという相談でした。

現状は、シルバー人材に頼んで、雑草等を片付けた状態であるということでした。●●の約35アールは、●●●●●さんに頼んで耕作していただいているということでした。

対応いたしましては地元委員と相談し、耕作してくれる方を探し連絡することとしました。

○議長（伊藤会長）

ご苦労様でした。

次に報告事項2番 使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項4番 利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。

○澤村係長

（報告事項2、3、4について、議案書のとおり説明を行った。）

○議長（伊藤会長）

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば、再度説明いたします。
ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

それでは次に報告事項5番、農用地の形状変更届出についてに入ります。

また、11月13日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいただきます。

初めに事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

（報告事項5について、議案書のとおり説明を行った。）

○議長（伊藤会長）

はい、ありがとうございました。

次に、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

○農地調査委員会委員長（古内委員）

農地調査委員会は、久道委員と委員長である私、古内と、邊見会長職務代理者及び事務局から澤村係長の計4名で、11月13日に現地調査を行いました。

農用地の形状変更届についてでございますが、番号5の●●字●●●●●番●。

現在、自己保全管理の状態となっておりますが、土地改良区の区域から除外し、露地野菜を作付けする計画ですので、特に問題はないと確認しております。

以上です。

○議長（伊藤会長）

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明等、農地調査委員会の報告が終りましたが、不明な点があれば、再度説明いたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

それでは次に報告事項6番、非農地証明願についてに入ります。

また11月13日、農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいただきます。

はじめに事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長
(報告事項 6について、議案書のとおり説明を行った。)

○議長(伊藤会長)
はい、ありがとうございました。
次に、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

○農地調査委員会委員長(古内委員)
非農地証明についてです。
番号 22 の●●字●●●●番●についてです。
昭和 50 年 10 月 23 日に転用許可を受け、現在の●●用地の一部として使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

○議長(伊藤会長)
ありがとうございました。
ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたが、不明な点があれば、再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(伊藤会長)
それではないようですので、議事に入ります。
第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。
事務局より報告、説明をお願いいたします。

○澤村係長
(第 1 号議案についての説明)

○議長(伊藤会長)
ありがとうございました。
事務局の説明が終了しましたので、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。
質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長(伊藤会長)
それでは質疑なしと認め、採決をいたします。
第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

○議長(伊藤会長)
全員賛成と認めます。
第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、原案通り許可といたします。
次に、第 2 号議案 農用地利用集積等促進計画審議についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

○議長(伊藤会長)

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案 農用地利用集積等促進計画審議について、番号141番から145番、159番、162番を除く21件について審議いたします。
質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長(伊藤会長)

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案 農用地利用集積計画審議についての番号141番から145番、159番、162番を除く21件について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

○議長(伊藤会長)

全員賛成と認めます。

続きまして、番号141番から144番までの4件について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、3番我妻卓美委員の退室を求めます。

休憩(午後2時13分)

再開(午後2時13分)

○議長(伊藤会長)

休憩前に引き続き、番号141番から144番までの4件について審議をいたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(伊藤会長)

質疑なしと認め、採決をいたします。

番号141番から144番までの4件について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

○議長(伊藤会長)

全員賛成と認めます。

休憩(午後2時14分)

再開(午後2時14分)

○議長(伊藤会長)

続きまして、番号145、159番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、14番渡邊雅光委員の退室を求めます。

休憩(午後2時15分)

再開(午後2時15分)

○議長（伊藤会長）

休憩前に引き続き、番号 145 番 159 番について審議いたします。
質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（伊藤会長）

質疑なしと認め採決をいたします。
番号 145 番、159 番について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

○議長（伊藤会長）

賛成と認めます。

休憩（午後 2 時 15 分）

再開（午後 2 時 15 分）

○議長（伊藤会長）

続きまして、番号 162 番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第 31 条により、9 番佐々木幸一郎委員の退室を求めるます。

休憩（午後 2 時 16 分）

再開（午後 2 時 16 分）

○議長（伊藤会長）

休憩前に引き続き、番号 162 番について審議いたします。
質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（伊藤会長）

質疑なしと認め採決をいたします。
番号 162 番について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

○議長（伊藤会長）

賛成と認めます。

休憩（午後 2 時 16 分）

再開（午後 2 時 17 分）

○議長（伊藤会長）

第 2 号議案 農用地利用集積等促進計画審議については、すべての番号において賛成となりましたので、原案通り、農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

次に、第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また 11 月 13 日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説

明終了後、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいただきます。
初めに事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長
(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

○議長(伊藤会長)
ありがとうございました。
引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

○農地調査委員会委員長(古内委員)
第3号議案についてですが、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見です。

番号24の●●字●●●●番についてです。転用目的は太陽光発電設備です。
現地は圃場整備済みの一団の農地とは、水路等で分断されており、かつ、水田と比較して高低差があり、10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

農地以外の土地も検討し、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。

続きまして、番号25の●●字●●●●番、●番及び●番についてです。
転用目的は太陽光発電設備で、現地は番号24と同様に、圃場整備済みの一団の農地とは、水路と町道で分断されており、かつ、水田と比較して高低差があるため、10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されていますので、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

農地以外の土地も検討し、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。

番号26の●●●●●番●、●番●についてです。
転用目的は住宅です。
現地は都市計画区域の用途地域内にあることから、農地区分は第3種農地と判断いたしましたので、許可相当と見てきました。

以上であります。

○議長(伊藤会長)
ご苦労さまでした。
事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了しましたので、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。
質疑ありませんか。

○議長(伊藤会長)
それでは質疑なしと認め、採決をいたします。
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

○議長(伊藤会長)
全員賛成と認めます。
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案通り許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。
以上で議事を終了いたします。

議事録署名

上記、第11回総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会長

署名委員
議席9番

署名委員
議席10番